

わが家は、**地震**に大丈夫!?

耐震診断・耐震改修工事支援事業について



対象となる住宅 確認しよう!

■対象となる住宅は、次の全てに該当する住宅です。

- ①昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工したもの
- ②個人所有の戸建木造住宅(在来軸組構法)
- ③2階建て以下

※中2階のある住宅や斜面地に建つ住宅など、特殊な形状の住宅は診断できない場合があります。

ステップ1 耐震診断を申し込もう!



仙台市のホームページから
申込書をダウンロードできます。

■仙台市が耐震診断士を派遣します。

派遣された耐震診断士は、耐震診断を行い、耐震診断結果報告書を作成します。
(対象となる住宅の所有者からのお申込みが必要です)

自己負担額 **17,600円** (消費税10%込)

※診断費用9割を仙台市が負担し、1割を申込者にご負担いただきます。

ステップ2 耐震改修工事を実施しよう!



■耐震改修工事費の一部を補助します。

※ステップ1の耐震診断において、評点が1.0未満が対象です。

耐震改修工事費(税抜)の **4/5以内の額** かつ限度額 **100** 万円

算定例1: 工事費200万円(税抜) × 4/5 = 160万円 ⇒ 100万円補助

算定例2: 工事費100万円(税抜) × 4/5 = 80万円 ⇒ 80万円補助

■リフォーム工事をする場合、上乗せ補助があります。

耐震改修工事にあわせて10万円以上のリフォーム工事をする場合、耐震改修工事費の補助に上乗せして補助します。

耐震改修工事費(税抜)の **2/25以内の額** かつ限度額 **10** 万円

耐震診断とは、どんなことをするのか？

- ・建物の状況を現地調査で可能な限り確認します。
- ・現地調査で確認した結果を図面化し、計算により数値化することで建物の耐震性を確認します。
- ・耐震性が不足している場合には、効率的な「耐震改修計画案」をご提案します。
- ・提案した「耐震改修計画案」を実施した場合の、概算見積額もご提示します。



耐震改修工事に伴う税制上の優遇措置 など

■固定資産税の減額について

減額の対象となる住宅の主な要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- ・令和6年3月31日までに1戸当たり50万円を超える耐震改修工事が行われたものであること
- ・現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がされたものであること
(仙台市の補助を受けて実施した工事の場合は、仙台市が証明書を発行します。それ以外の工事は、改修工事の設計及び工事監理を行った建築士等が発行します。)

耐震改修工事の完了時期	減額処置の内容
令和6年3月まで	翌年度分の、固定資産税額を 1/2 に減額 (1戸当たり120㎡分まで)



※原則として改修後3ヶ月以内に申告が必要となります。

■所得税の特別控除について

一定要件を満たす耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除を受けられます。
詳しくは、所轄の税務署へお問い合わせください。

■地震保険の割引について

下記のいずれかの場合、地震保険の割引が受けられることがあります。
詳しくは、損害保険代理店または損害保険会社へお問い合わせください。

- ・仙台市の耐震診断の結果、評点が1.0以上の場合
- ・仙台市の補助を受けて耐震改修工事を行い、現行の耐震基準に適合した工事であることが証明された場合

その他



相談会の日程は、市政だよりと仙台市のホームページでお知らせしております。

■戸建木造住宅耐震相談について

耐震診断の具体的な内容や耐震改修工事の専門的な相談に関しては、毎月1回程度、耐震診断士（建築士）による木造住宅の耐震化に関する相談会を開催しております。
詳しくは、各区街並み形成課、または建築指導課までお問い合わせください。

問い合わせ先

■青葉区役所	街並み形成課	代表	TEL022 (225) 7211
■宮城野区役所	街並み形成課	代表	TEL022 (291) 2111
■若林区役所	街並み形成課	代表	TEL022 (282) 1111
■太白区役所	街並み形成課	代表	TEL022 (247) 1111
■泉区役所	街並み形成課	代表	TEL022 (372) 3111
■市役所	建築指導課	直通	TEL022 (214) 8323